

奈良県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県規則第三十六号

奈良県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例施行規則（平成二十五年三月奈良県規則第九十八号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一号を加える。

八 休眠預金等交付金関係助成金（条例第四条第一項第二号ア②に規定する休眠預金等交付金関係助成金をいう。以下同じ。）

第五条中「受入寄附金総額」の下に「から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額」を加える。

第六条に次の一号を加える。

四 休眠預金等交付金関係助成金の額の総額

第一号様式から第三号様式までの規定中「代表者氏名

④」を「代表者氏名」に改める。

第四号様式中「第28条関係」を「第30条関係」に、「代表者氏名

④」を「代表者氏名」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の奈良県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例施行規則第四条から第六条までの規定は、この規則の施行の日以後に奈良県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例（平成二十五年三月奈良県条例第六十九号。以下「条例」という。）第三条第一項又は第九条第一項の申出があった場合について適用し、同日前に条例第三条第一項又は第九条第一項の申出があった場合については、なお従前の例による。